

大崎市民病院自動販売機設置事業者募集要項

1 目的

この要項は、大崎市民病院（以下「病院」という。）において、入院している患者様や来院される方々の利便性の向上のため、各病棟に設置する飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を募集することを目的とする。

2 募集事業の概要

- (1) 件名 大崎市民病院自動販売機設置事業者募集
- (2) 場所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
詳細な設置場所については、別紙1「大崎市民病院自動販売機設置箇所一覧」のとおり
- (3) 期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日（5年間）

3 応募資格

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (4) 大崎市及び大崎市病院事業の指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員や反社会的又は公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属するものでないこと。
- (6) 宮城県内に本社（店）又は受任機関（支社（店）、営業所）を有していること。

4 申込方法等

申込みに当たっては、本募集要項及び大崎市病院事業行政財産の目的外使用に関する規程（平成20年大崎市病院規程第1号）を熟読し、許可の条件、現場の状況等を確認の上、申込むこと。

- (1) スケジュール

ア 募集開始	令和6年9月 3日（火）
イ 現場説明申込期限	令和6年9月 5日（木）
ウ 現場説明	令和6年9月 6日（金） ～令和6年9月10日（火）の間で随時（午後のみ、土日除く）
エ 質問書の提出期限	令和6年9月10日（火）
オ 質問書への回答	令和6年9月11日（水）

カ 応募申込書の提出期限 令和6年9月17日（火）午後2時まで

キ 許可証発行 令和6年9月下旬（予定）

(2) 受付場所

〒989-6183 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
大崎市民病院経営管理部 総務課 管財係（大崎市民病院3階）
電話番号（0229）23-3311（内線3507）
FAX番号（0229）23-5380
E-mailアドレス sisetu-och@h-osaki.jp

(3) 申込方法

前記（2）の受付場所に直接5の（2）の提出書類を持参すること。なお、郵送、電話、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

(4) 質問及び回答

ア 提出方法 別紙2「質問書」を前記（2）の受付場所に直接持参するか、郵送、FAX、電子メールにより提出すること。なお、口頭及び電話によるものは受け付けない。

イ 回答方法 回答書を病院事業ホームページに掲載する。

(5) 現場説明

現場説明を希望する事業者は、別紙3「現場説明申込書」により前記（2）の受付場所に直接持参するか、郵送、FAX、電子メールにより期限まで申し込みをし、日程調整のうえ現場説明を行う。なお、口頭及び電話によるものは受け付けない。

5 応募手続き（提出書類）

(1) 提出期限 令和6年9月17日（火）午後2時まで

(2) 提出書類

ア 応募申込書

イ 病院事業行政財産目的外使用許可申請書

ウ 使用料率提示書

エ 販売品目一覧

オ 設置する自動販売機のカatalog等（寸法、消費電力等が確認できるもの。）

カ 大崎市競争入札参加資格者名簿登録書の写し

キ 前記カが無い場合は下記の書類を提出

(ア) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 代表者の印鑑証明書

(ウ) 国税の納税証明書

(エ) 県税の納税証明書

(オ) 直前2年間の財務諸表

(カ) 業務実績表

(キ) 委任状（委任先を設ける場合）

(ク) 使用印鑑届出書（取引で実印以外を使用する場合）

ク 誓約書及び役員名簿

※ クの誓約書及び役員名簿の様式は、大崎市病院事業ホームページにある「入札契約」の「入札契約関係様式」、「契約共通」の「暴力団員等に該当しない旨の誓約書等」をダウンロードして使用すること

※ 証明書等については、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。

6 許可の条件

(1) 許可の根拠

本件は、大崎市病院事業行政財産の目的外使用に関する規程に基づく行政財産の使用許可によるものとする。

(2) 使用料

行政財産の使用料は、使用基本料（年額1台当たり20,000円）及び毎月の売上金額に使用料率を乗じて得た額（10円未満の端数がある場合は、10円に切り上げる。）の合計額とする。

(3) 使用目的

使用を許可された行政財産は、自動販売機運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。また、自動販売機（電力等使用量計測用子メーターを含む。）の設置・運営に伴う工事費用（電源の移設等必要な場合あり。）、光熱水費等の費用は、設置事業者の負担とする。

(4) 禁止事項

ア 行政財産を指定用途以外の用途で使用すること。

イ 行政財産に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。

ウ 行政財産を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

エ 行政財産を使用する権利を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

オ 行政財産に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 設置及び撤去

自動販売機を設置する場合は、病院に工程表を提出すること。

自動販売機を撤去する場合は、行政財産を原状に回復すること。ただし、病院が原状回復の必要がないと認める場合はこの限りでない。また、許可期間の満了前に、次の許可期間にも引き続き同じ行政財産を使用することができることが明らかになったときは、当該行政財産を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(6) 自動販売機の仕様等

ア 自動販売機（電力等使用量計測用子メーターを含む。）は、使用許可面積内に収まること。

イ 省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

ウ 災害や緊急事態の発生で停電になったときに対応する災害救援バンダーを搭載した機械を設置すること。

エ 低い位置にあるボタンなど全ての人に使いやすく開発されたユニバーサルデザイン機の導入に努めること。

オ 売上金額，売上個数及び使用電力量を所定書式により報告すること。

カ 自動販売機の設置に当たっては，施設の駆体に負担のかからない方法により，転倒防止などの安全に十分に配慮すること。

キ 電気工事を必要とするときは，病院の指示に従って行い，工事完了後は，その旨を直ちに病院に報告し，検査を受けること。

ク 自動販売機（電源確保のため設置した電気設備を含む。）は，施設管理者が責任をもって管理すること。

ケ 3階医局前（2台）については，電子マネー（Suica, PayPay 等）で購入が可能であること。なお，他の設置場所についても導入を検討すること。

(7) 自動販売機の販売品

ア 販売品目については，ミネラルウォーターとお茶のペットボトルは必ず入れるとともに，設置前に各階の要望を聞き取ったうえで決定すること。

イ 販売品の維持管理及び補充は，設置事業者の責任において行うこと。

ウ 関係法令を遵守し，賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。（保健所等への申請・許可が必要な場合は設置事業者で行うこと。）

(8) 災害協定について

病院と設置事業者は，別紙4「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」を締結すること。

7 失格事項

次のいずれかに該当した応募申込者は，失格とする。

- (1) 応募申込書を申請期間内に提出しなかった者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし，その他不正な行為をした者
- (3) 手続き期間中に大崎市の指名停止を受けた者
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (5) その他，本募集要項等に定める手続き，方法等を遵守しない者

8 使用料率の提示

使用料率提示書に，設置場所ごとに提示使用料率を小数点第一位まで記載すること。

9 設置事業者の決定

設置場所を①～③にわけ，次のいずれかに該当する者に設置を許可する。

- (1) 設置場所①（1階ほなみモール外7か所）において，最も高い使用料率を提示した者
- (2) 設置場所②（3階医局前（右）外5か所）において，最も高い使用料率を提示した者ただし，（1）で許可を得た者を除く。
- (3) 設置場所③（4階SSラウンジ（手前）外2か所）において，最も高い使用料率を提示した者。ただし，（1）又は（2）で許可を得た者を除く。

なお，上記（1）から（3）において，最も高い使用料率を提示した者が複数あった場合は，くじ引きにより決定する。

10 使用料及び電気料の納入

使用料及び自動販売機にかかる電気料については、次の算定式により算出し、病院が毎月発行する納入通知書により納入するものとする。(10円未満の端数がある場合は、10円に切り上げる。)なお、納入期限については、納入通知書に定める日とし、納入期限が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日を納入期限とする。

【使用料(月額) = 使用基本料(年度初回時のみ) + 毎月の売上金額×使用料率】

【電気料(月額) = (電気量料金単価±燃料費調整単価) × 設置事業者が設置した子メーターの表示する使用電力量】

11 その他

- (1) 募集開始の日から設置事業者の決定が終了するまでの間、病院担当職員に対する営業活動を禁止する。
- (2) 応募申込書等の提出に要する費用は、応募申込者の負担とする。
- (3) 提出された応募申込書等は返却しない。
- (4) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- (5) 提出された書類以外に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (6) 提出された書類は、大崎市情報公開条例(平成18年大崎市条例第135号)に基づき公開する場合がある。

【参考】

大崎市民病院の概要

- (1) 病床数 500床
- (2) 敷地面積 32,188.42㎡ (職員駐車場は除く。)
- (3) 延床面積 48,435.39㎡ (職員駐車場は除く。)
- (4) 患者数 (令和6年7月実績, 1日平均)
 - ア 外来患者数 1,064人
 - イ 入院患者数 393人
- (5) 職員数 1,240名(令和6年8月1日現在, 会計年度任用職員含む)
- (6) 外来診療日 土・日曜日, 国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日
- (7) 外来受付時間 7:30~11:30, 12:50~15:30
(再来) (診療科及び曜日により変更あり。ただし救急外来は24時間受付)
- (8) 病棟面会時間 一般病棟 15:00~17:00
救急病棟 12:00~13:00